

## 電気自動車用充電インフラ整備促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 電気自動車用充電インフラ整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 知事は、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善、山梨県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）に基づく温室効果ガス排出量削減目標の達成並びに電力強靱化に資するため、電気自動車等（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）の導入を促進することを目的とし、車両の普及と表裏一体にある急速充電設備の整備に要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 充電設備 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備をいう。
- (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県税の滞納がないこと。
  - (2) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
    - エ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であって、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
    - オ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
    - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
  - (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（充電設備の導入に係わるものに限る。）」の交付決定を受けている者
- 2 リース事業者が補助対象者となる場合には、前項の（1）及び（2）に該当する者とリース契約を締結することを要するものとする。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、事業を行うために直接必要な経費とする。ただし、消費税及び地方消費税分については、対象としない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の配分においていずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の効果・目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(事前着手)

第9条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。
- 3 申請者は、前項により事前着手した後に、第7条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

(状況報告等)

第10条 知事は、必要に応じて補助対象者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

- 2 補助対象者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、当該事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は別に定める期日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金の額の確定通知書を補助事業申請者に通知するものとする。

(交付方法)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、精算払いにより支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、第8条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による交付の条件に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 第15条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
  - (4) 第8条の規定による知事の承認なく事業内容等を変更した場合
  - (5) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理及び財産処分制限)

- 第15条 補助対象者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象者は、別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - 3 補助対象者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、他の補助金の交付を受けている場合にあっては、補助対象者は、他の補助事業における財産処分の承認を受けた後に、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生ずる残額をいう。）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(書類の整備等)

- 第16条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、処分制限財産等について財産処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(指導監督)

- 第17条 知事は、補助事業の実施に関して必要と認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の内容等について説明を求め、帳簿書類等进行检查し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表 補助事業及び補助額（第5条第1項関係）

補助事業	補助対象経費	補助額
1-1. 道の駅等への充電設備（定格出力50kW以上の急速充電設備）設置事業（経路充電）	充電設備（定格出力50kW以上の急速充電設備）の購入費	上限額：2,200千円 （定額）
	充電設備の設置工事費 （1）充電設備設置工事費 （2）案内板設置工事費 （3）付帯設備設置工事費 （4）その他設置にかかる費用	
1-2. 空白地域への充電設備（定格出力50kW以上の急速充電設備）設置事業（経路充電）	充電設備（定格出力50kW以上の急速充電設備）の購入費	
	充電設備の設置工事費 （1）充電設備設置工事費 （2）案内板設置工事費 （3）付帯設備設置工事費 （4）その他設置にかかる費用	
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備（定格出力50kW以上の急速充電設備）設置事業（目的地充電）	充電設備（定格出力50kW以上の急速充電設備）の購入費	
	充電設備の設置工事費 （1）充電設備設置工事費 （2）案内板設置工事費 （3）付帯設備設置工事費 （4）その他設置にかかる費用（停電回避費を除く。）	

※補助事業は、一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（充電設備の導入に係わるものに限る。）」の交付決定を受けている事業を対象とする。